

令和4年8月10日
教育委員会事務局

中学校部活動の地域移行に係るあり方検討及び今後の取組みについて

(付議の要旨)

中学校部活動の地域移行に関して、区のめざす部活動地域移行と検討の方向性、及び「(仮称)中学校部活動の地域移行に係る検討会」を設置し検討していくことを決定する。

1 主旨

令和4年6月6日、スポーツ庁に向けて運動部活動の地域移行に関する検討会議より提言が行われ、少子化による持続可能性や、教員の働き方改革等の観点から、中学校運動部活動の地域への移行が示された。また、8月9日、文化系部活の地域移行についても、文化庁の有識者会議による提言が示されたところである。

このことを踏まえ、区では、かねてより取り組んできた、中学校の部活動支援について、地域移行を契機として新たなあり方について検討し、今後、取組みを進めていく。

2 提言の内容

別紙1参照。詳細は次のとおり。

(1) 提言の背景

- ①中学校の運動部活動を巡る状況については、近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速するなど深刻な少子化が進行している。
- ②中学校の運動部活動においては、競技経験のない教員がせざるを得ない、また、休日を含めた運動部活動の指導が求められるなど、教員にとって大きな業務負担が課題となっている。
- ③地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。
- ④運動部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。このことは、学校の働き方改革を促進し、学校教育の質の向上にもつながる。

(2) 改革の方向性

- ①運動部活動について、まずは休日の活動から、段階的に地域への移行を行う。令和5年度から開始し、令和7年度末を目途に移行。
- ②平日の運動部活動の地域移行はできるところから取り組む。休日の地域移行進捗状況等を検証し、さらなる改革を推進。
- ③地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等。
- ④地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進。
- ⑤スポーツ指導を希望する教員等は、地域での指導との兼職兼業の許可を得て行うも

のとし、各教育委員会が兼職兼業の考え方を整理。

学習指導要領に明記されている部活動の課題や留意事項等について、次期改訂時での見直しを検討。(前回改訂は平成 2 9 年)

(3) 地域における実施主体

多様なスポーツ団体等(総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等) 及び学校関係の組織・団体 (保護者会等) を想定する。

3 区の部活動支援制度の現状

別紙 2 「区の部活動支援制度の現状」のとおり

4 区をめざす部活動地域移行と検討の方向性

中学校部活動において、子どもたちの部活動環境や体験機会を充実させることは、学校における働き方改革の推進にもつながるため、世田谷区立中学校における地域移行のあり方や課題解決について、検討を行う。

検討組織は、有識者、学校関係者、関連所属等により構成し、中学生、小学校高学年生 (中学校入学予定者) 保護者及び教員等の当事者または関係者の意見を広く聴取した上で、世田谷区の中学校部活動の地域移行のあり方を検討する。

なお、地域移行に際しては、中学生がスポーツ・文化活動に継続して取り組めるよう、世田谷区の実情を踏まえた新たな手法に関して複合的に検討し、現行実施している部活動支援員制度等のあり方についても改編の検討を進め、従来の制度の見直しを行う。

これらの検討結果は報告書として取りまとめ、部活動の地域移行を順次実施する。

5 検討体制等

令和 4 年 9 月から、「(仮称) 中学校部活動の地域移行に係る検討会」を立ち上げ、今後の国の動向も見定めながら、区における課題、対応について検討し、報告書を取りまとめる。

(1) 検討期間 令和 4 年 9 月 ~ 令和 5 年 3 月 (予定)

(2) 構成員

有識者、区立中学校長 (代表)、総合型地域スポーツ・文化クラブ (代表)、大学生、中学生、保護者、教員、教育政策部、生涯学習部、スポーツ推進部、生活文化政策部等

(3) 検討内容 (想定)

○地域移行に伴う部活動 (運動系、文化系) のあり方について (休日に限らず、平日についても検討)

○部活動の現状と地域移行に伴う課題

○新たな手法等を用いた部活動の地域移行について

・部活動支援員制度、民間事業者、区の外郭団体、教員の兼職兼業、会費のあり方、

- ・民間事業者による部活動支援のトライアル実施
- ・地域移行に伴う新たな部活の可能性について 等

(4) アンケートの実施

検討にあたり、以下のとおり、アンケートを実施する。

- ・対象 中学生、令和5年度以降に中学に入学する小学生
保護者、学校・教員、大学生等

6 総合型地域スポーツ・文化クラブの運用検討

区では、主に区立小・中学校の学校施設を中心に活動を行う「総合型地域スポーツ・文化クラブ」の活動支援に取り組んでおり、多種目・多世代参加型スポーツ・文化クラブとして、地域の特性を活かした、子どもから高齢者まで世代を超えた交流事業を展開し、地域コミュニティの活性化に貢献している。

今後は、部活動の地域移行に向け、総合型地域スポーツ・文化クラブの協力による運営を可能とするため、各クラブとの調整や地域移行に適した制度となるよう見直しを進める。また、クラブチーム等と連携し、新規クラブの設立を目指す。

7 その他

スポーツ振興財団と連携し、学校開放の施設等を活用した、外部指導員による地域での部活動の実現を検討する。

8 今後のスケジュール（予定）

令和4年9月	文教常任委員会報告
9月～令和5年3月	「(仮称)中学校部活動の地域移行に係る検討会」
令和5年3月	「(仮称)中学校部活動の地域移行に係る検討会」報告書取りまとめ
4月	文教常任委員会報告(検討結果報告)

< 参考 >

総合型地域スポーツ・文化クラブ一覧

	クラブ名	活動場所	設立	部活動への支援（実施歴含む）
1	東深沢スポーツ・文化クラブ	東深沢中	H14	・指導員を派遣（琴、卓球） ・物品の貸与（琴）
2	ようがコミュニティークラブ	用賀中	H16	・活動に部員を受入れ（バスケット、 バドミントン、テニス） ・活動に指導者を派遣（テニス）
3	烏山スポーツクラブユニオン	烏山中	H18	・活動に部員を受入れ（ソフトテニス） ・中古用具の無償提供（剣道）
4	しろやま倶楽部	城山小	H19	
5	こまざわスポーツ・文化クラブ	駒沢小	H21	
6	翠と溪のスポーツ・文化クラブ	尾山台小	H24	・部活を指導（サッカー）
7	若林クラブ	若林小	H25	
8	一般社団法人ニチジョクラブ	日本女子体育大学内	H27	

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

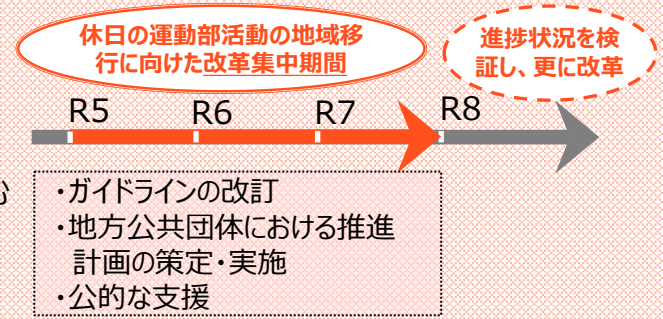
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。
- スポーツは、**自発的な参画**を通して「**楽しさ**」「**喜び**」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における**スポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域の**スポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への対応

新たなスポーツ環境	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	大会	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
スポーツ団体等	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討	会費や保険	・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
スポーツ指導者	・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	学習指導要領等	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
スポーツ施設	・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策 ・スポーツ団体等に管理を委託		

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として 多様なスポーツ団体等 （総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。 学校関係の組織・団体 （地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ 学校の体育施設 なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日 について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 市町村において 、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実 (第3章)	<ul style="list-style-type: none"> どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策 (第4章)	<ul style="list-style-type: none"> 専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
スポーツ施設の確保方策 (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> 公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
大会の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方 (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：今回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
 （誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

区の部活動支援制度の現状

中学校の部活動支援において、部活動支援員制度を活用した取組みを行っている。
 今後は、地域移行に向けた新たな体制に繋げていけるよう、検討する。

1 部活動支援員

- ・登録者数 449人（内訳 監督105名、部活動指導員344名）
 - ・報償費（1時間あたり） 監督1,200円 部活動指導員1,000円
 - ・令和3年度経費 61,489,005円（謝礼の他に引率時の交通費等も含む）
- 配置内訳については裏面参照。

支援員の持続的な配置を可能とするため、次年度以降、支援員の報償費の引上げについて検討する。

2 部活動支援員の配置方法

（1）区の広報紙、ホームページ等による周知

（2）区内大学の大学生への周知

- ・大学生ボランティア事業（学級運営・学校行事支援、配慮を要する児童・生徒の見守り、部活動指導補助等）に参加した学生への周知。
- ・区内大学等へ、大学事務局等を通じての「部活動支援員制度」の周知。
 令和3年度実績 2名
- ・令和4年度 大学を経由しての周知をさらに強化。

（3）他機関によるマッチング機能の活用

- ・（一財）東京学校支援機構（TEPRO）のサポーターバンク
- ・世田谷区スポーツ振興財団のスポ・レクネット

（4）事業者による部活動支援員のマッチング事業

- ・事業者が、学校のヒアリング等を行い、要望に沿った人材を紹介する。
- ・令和3年度実績
 10部活（10校） 水泳、卓球、バスケットボール等
 経費 2,049,300円
- ・令和4年度 経費 2,050,000円 10件（予定）

令和3年度 部活動支援員学校別内訳

学校名	人数	サッカー	バレーボール	野球	卓球	バスケットボール	水泳	剣道	バドミントン	テニス	陸上競技	吹奏楽	茶道	演劇	その他
太子堂	11					1	7			1					2
桜丘	24	2	2	2	2	1		2		1		3		2	7
松沢	6	1	2						1		1	1			
駒沢	15	1	4		2	1		1	1		3	2			
北沢	11	1	2		1			1	1			1			4
緑丘	12	1	2	1					2			1	2	2	1
駒留	16	2	1	1	5	1			3			1	1		1
梅丘	11		1	2		3				2			1	2	
桜木	9		4			1				2		2			
富士	13								1	3			1		8
弦巻	11	1	1	1	1		1					2	2		2
奥沢	9		1	1		3				2					2
八幡	11	1		3		1					1	3			2
玉川	19	4	3			3	3		3			3			
瀬田	17	3	3	5	1	2			1		2				
深沢	22	2		1	2	1				8		3	4		1
尾山台	29	1	3	3		1			1	3		10			7
用賀	22		1		3	3				1	3	9	2		
東深沢	30	2	2		2	1	2	3		4		4			10
砧	16	1	1	3			2			3	3	1		1	1
烏山	11		1	1	1	2		1	2			1		1	1
千歳	22	3	1	3	2	3			1	2	2	1			4
芦花	6			1					2	1					2
上祖師谷	17	2	2	2		2	3					2	3		1
砧南	12	2		2		2	1			2		2			1
喜多見	18	2	2			1			2			5	5		1
三宿	14	1	2	2		2				3		2			2
世田谷	18	1	1		1			1				9	2	1	2
船橋希望	17	1		1		1	3	1		2	1	3	1	1	2
合計	449	35	42	35	23	36	22	10	21	40	16	71	24	10	64

その他の例：日本文化、囲碁将棋、美術、ダンス、科学、ギター、パソコン、等
男女別の部活はひとつにまとめています（女子バレーはバレーボール、男子バスケットボールはバスケットボールに計上）
硬式テニスとソフトテニスは「テニス」にまとめています。